

食安輸発0224第1号
平成26年2月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産エゴマ及びその加工品)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成26年2月20日付け食安輸発0220第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産生鮮エゴマから基準値を超えるジニコナゾールを検出したことから、同通知の別表1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エゴマ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ジニコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジニコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。